

2015年4月2日
全国港湾14発第94号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)



実力行使の実施に関する指示

4月2日(木)に開催した第5回中央港湾団交は、先の第4回中央港湾団交(3月25日開催)において、3月29日(日)の24時間スト延期という重大な決断をした経緯をふまえ、解決に向けて数度の休憩を挟みぎりぎりの交渉を重ねたが、再決裂となった。その結果、組合側は、4月5日(日)の24時間ストライキの決行、及び、今後の団交での回答如何により4月12日(日)の24時間ストライキを通告した。

については、各単組・地区港湾は、下記のストライキ行動並びにストライキ行動準備を取り組むよう指示する。

記

1. 各単組・地区港湾は、次のストライキ行動を実施すること
 - (1) 実施日時 2015年4月5日(日)始業時～4月6日(月)始業時迄
 - (2) 行動対象 全港・全職種
 - (3) 行動内容 就労拒否並びに荷役阻止、及び抜港船などスト破り行為への抗議行動

2. 各単組・地区港湾は、次のストライキ行動を準備し、今後の指示により実施すること
 - (1) 実施日時 2015年4月12日(日)始業時～4月13日(月)始業時迄
 - (2) 行動対象 全港・全職種
 - (3) 行動内容 就労拒否並びに荷役阻止、及び抜港船などスト破り行為への抗議行動

3. 具体化にあたっての指示
 - (1) 各単組は、各地区港湾の行動の成功に向けた必要な縦指示を取り組むこと。
 - (2) 各地区港湾は、パトロール行動等で抜港船などスト破り行為を摘発した場合、全国港湾書記局に連絡するとともに、直ちに抗議行動を取り組むこと。また、抜港船の情報についても、全国港湾書記局並びに関係地区にも連絡のこと。
 - (3) 各地区港湾は、ストライキ行動の徹底状況、スト破り、抜港船などの関係情報を、全国港湾書記局に連絡のこと。

以上

<添付> 公文95号 ストライキ通告(日港協宛)